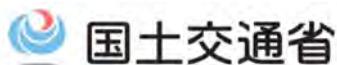
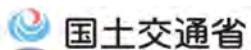


九州ブロック発注者協議会 取組指標について

令和5年8月30日
九州地方整備局 企画部 技術管理課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



1. 新・全国統一指標

◆工事

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

◆業務

- ①地域平準化率（履行期限の分散）
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

2. 九州独自指標

◆工事

- ①最新の積算基準の適用条件及び基準対象外の際の対応状況
- ②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆業務

- ①ウィークリースタンスの実施

1. 新・全国統一指標

◆工事

①地域平準化率（施工時期の平準化）

◆業務

①地域平準化率（履行期限の分散）

【工事/必ず実施】施工時期等の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

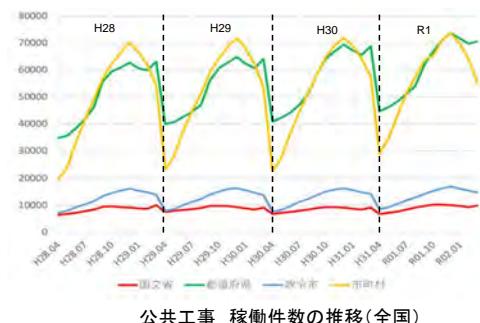
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債)^(注1)及びゼロ国債^(注2)**を設定し、閑散期の工事稼働を改善

（2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債）

令和2年度予算案：約3,200億円（平成30年度：約3,100億円）

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定（業務についても平成31年度から新たに設定）

※令和2年度予算案の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円（業務含む）



公共交通 稼働件数の推移(全国)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通し**を統合し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体**を拡大

※参加状況の推移：平成29年3月時点：約500団体（約25%）→令和2年3月時点：1960団体（約98%）
国、特殊法人等：206/213、都道府県：47/47、政令指定都市：20/20、市町村：1687/1722（令和2年3月時点）

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

注1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年で亘るものと2か年国債という。

注2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

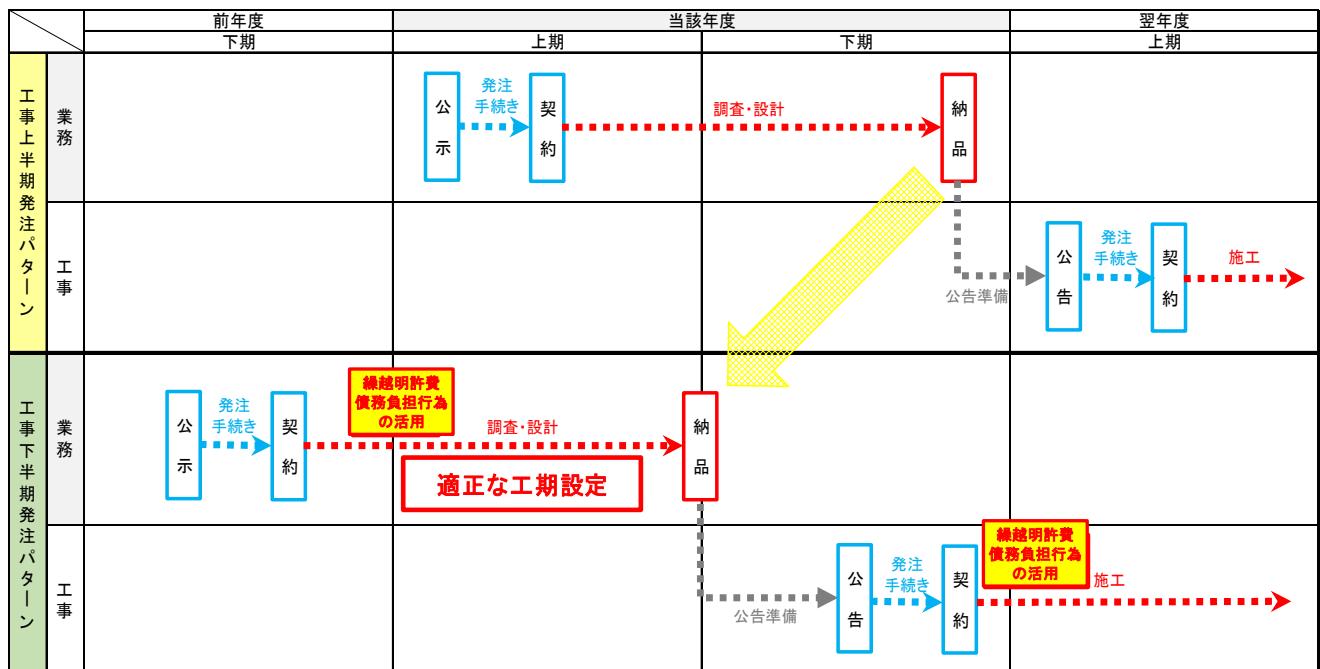


発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

発注・施行時期の平準化のイメージ

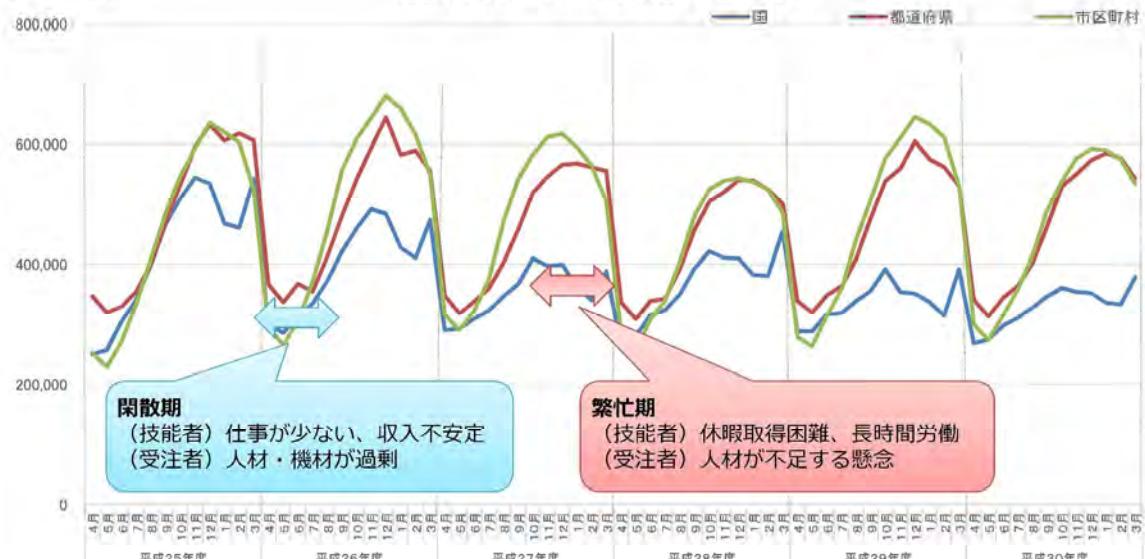


1. 施工時期の平準化の必要性

- 公共工事においては、年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じています。
- 年度内の工事量を平準化することにより、経営の安定化や、人材・資機材の効率的な運用を図ることが必要です。

(単位：百万円)

公共工事における工事出来高の状況



- 政府全体において働き方改革が推進され、令和6年度から建設業にも労働時間規制が本格適用される中、昨年6月に新・担い手3法が成立し、品確法において施工時期の平準化が発注者責務として明記されるとともに、入契法においても平準化について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされました。
- 公共工事については、通常、予算の単年度主義に基づき、年度ごとの予算により事業執行を行っていることから、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度の半ばから後半にかけて工事量が多くなる傾向にあります。
- 工事量の繁閑に大きな差が生じることで、工事の閑散期である4～6月においては、仕事が不足し、公共工事の従事者の処遇に悪影響が出る可能性が懸念される一方、繁忙期である1～3月においては、仕事量が増大することにより、公共工事の従事者の長時間労働や休暇取得への支障などに繋がります。
- また、資機材についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には資機材の需要が高く、円滑な調達が困難になる等の弊害が見受けられます。
- そのため、「施工時期の平準化」により、年度内の工事量の繁閑の差をできるだけ小さくし、年間を通した工事量が安定すれば、
 - ・受注者として人材・資機材の実働日数の向上による経営の健全化、労働者の処遇改善等
 - ・建設業で働く技能者として長時間労働の是正、休日の確保等
 - ・発注者として入札の不調・不落対策、担い手確保等
 - ・行政（地域）として地域の社会資本の品質確保、建設機械の保有促進による災害への対応力向上等
 が効果として期待されます。

施工時期の平準化による効果

建設業者（受注者）に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や資機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

技能者に期待される効果

- 繁忙期への工事集中を回避することによる長時間労働の是正や休日の確保等の処遇改善
- 仕事量が安定することによる日給月給で働く技能労働者の安定的な雇用の確保、給与の安定

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 繁閑の差が解消されることによる発注担当職員等の事務作業の負担軽減

行政（地域）に期待される効果

- 建設業者の経営安定化により、地域の社会資本の品質確保が見込まれる
- 建設機械の保有が促進されることによる災害への対応力の向上
- 年度末の工事集中の回避

○平準化を進めるに当たっては、以下の④～⑨の取組が有効であると考えられます。

- ④ 債務負担行為の活用、⑤ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、⑥ 速やかな繰越手続
- ⑦ 積算の前倒し、⑧ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

債務負担行為の活用 （さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいた契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） （し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 （す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し （せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） （そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

施工時期の平準化 これまでの経緯

これまでの経緯

H26.6 ・品確法において、発注者の責務として「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定

H27.1 ・品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針という。）」において、発注者に対し、施工時期の平準化に努めることを規定

R1.6 ・改正品確法において、発注者の責務として、「公共工事等の実施の時期の平準化」を規定
・改正入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化の方策を講ずることを「努力義務化」

R1.10 ・改正品確法の理念を現場で実現するため、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を改正し、施工時期の平準化に向けた債務負担行為の活用等による、翌年度にわたる工期設定等を明記

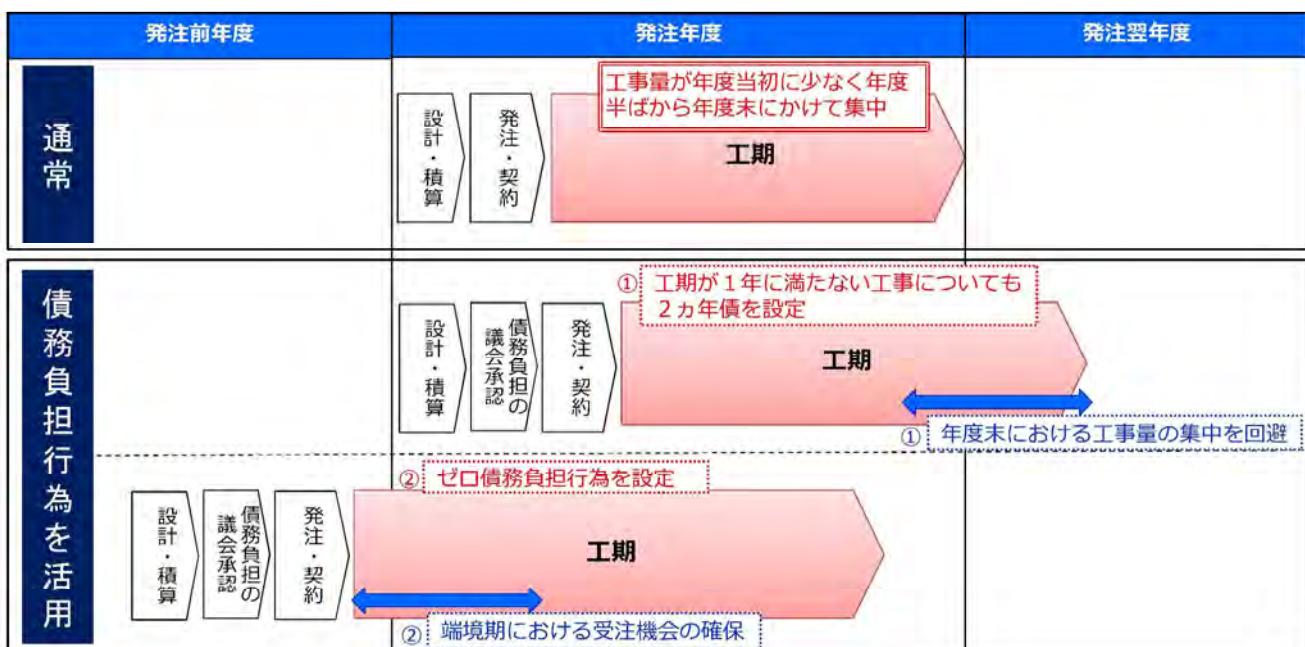
R1.10 ・改正入契法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を改正し、債務負担行為の積極的な活用をはじめ、平準化の更なる取組を明記。それを踏まえ、総務省と連名で都道府県、市区町村に対し取組を要請

R2.1 ・改正品確法に基づき、発注者共通の指針である運用指針を改定し、平準化の取組強化を位置づけ

R2.12 ・九州ブロック発注者協議会において、地域平準化率のR6年度目標値0.8を設定

- ①年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない工事についても2ヵ年債を設定すること
- ②端境期における受注機会の確保を図る観点から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定すること

により、工事量の偏りが分散し、平準化に寄与することとなります。



10

社会资本総合交付金事業における債務負担行為の活用（H28.2通知）

○事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会资本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。

（過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会资本整備総合交付金等を充てることができる。）

※「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け總行行第41号・国土入企第17号）

【債務負担行為の活用の例】

二ヵ年県債の活用

		H27年度工事	H28年度工事		
		県費 10	(180)		
		国費 10			
単年度で実施					
H28年度工事					
県費	(200)				
国費					

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定（H27-28）

債務負担行為
の活用

H27年度工事 H28年度工事

県費 0 (200)

国費 0

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定
(H27-28)

ゼロ県債の活用

		H27年度工事	H28年度工事		
		県費 0	(200)		
		国費 0			
県費	100				
国費	100				

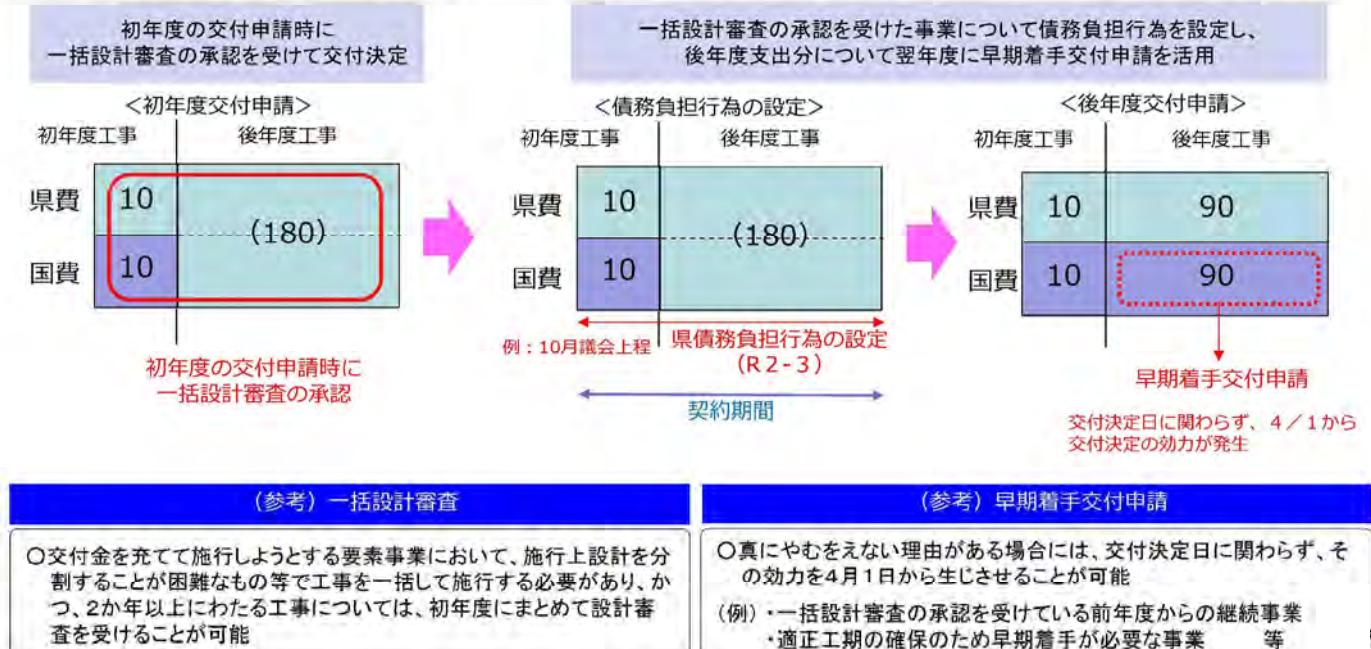
※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

11

平準化に資するための社会资本整備総合交付金事業に係る債務負担行為等の活用（R2.3通知）

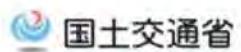
- 社会资本整備総合計画に係る交付金事業については、地方公共団体による債務負担行為の設定（H28.2通知）のほか、早期着手交付申請や一括設計審査を実施することが可能。
- たとえば、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することは、切れ目ない事業執行のみならず、施工時期の平準化に資する

※「社会资本整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行第93号・国土入企第55号）



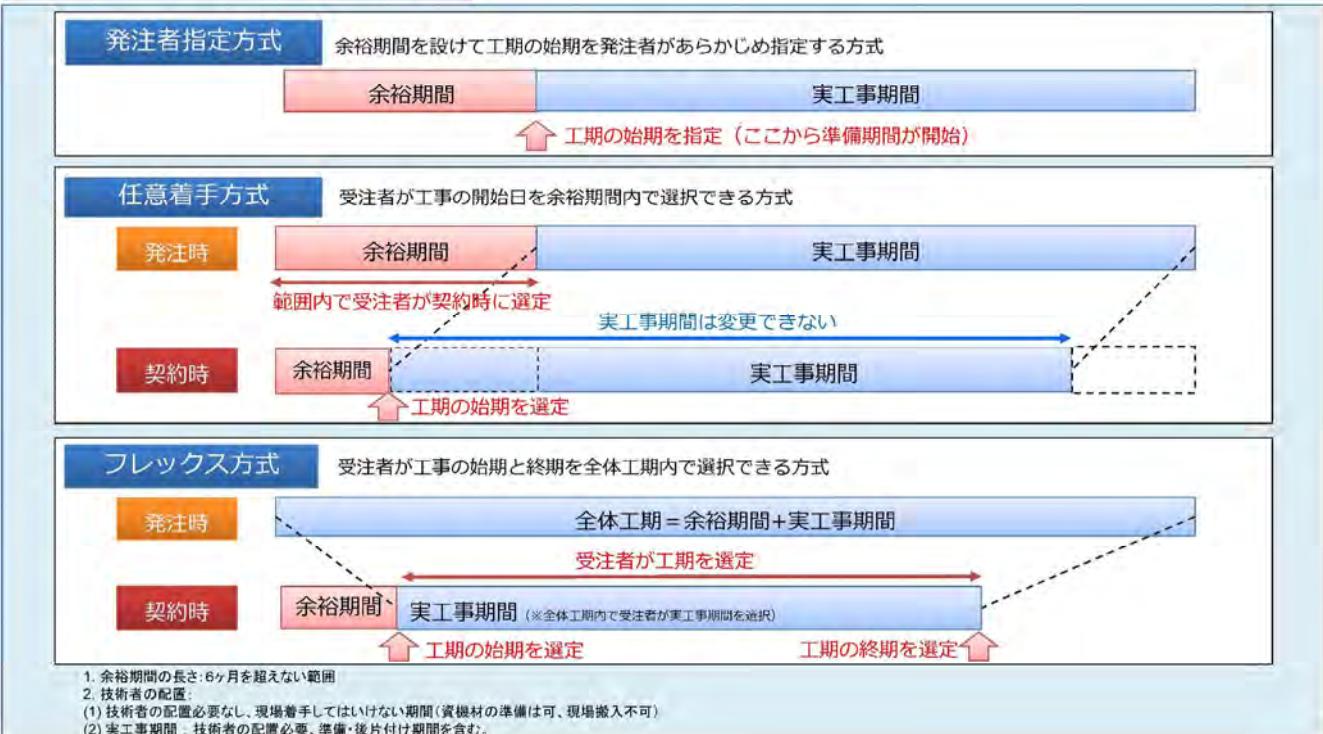
12

3. 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）



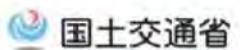
余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

国土交通省における余裕期間制度

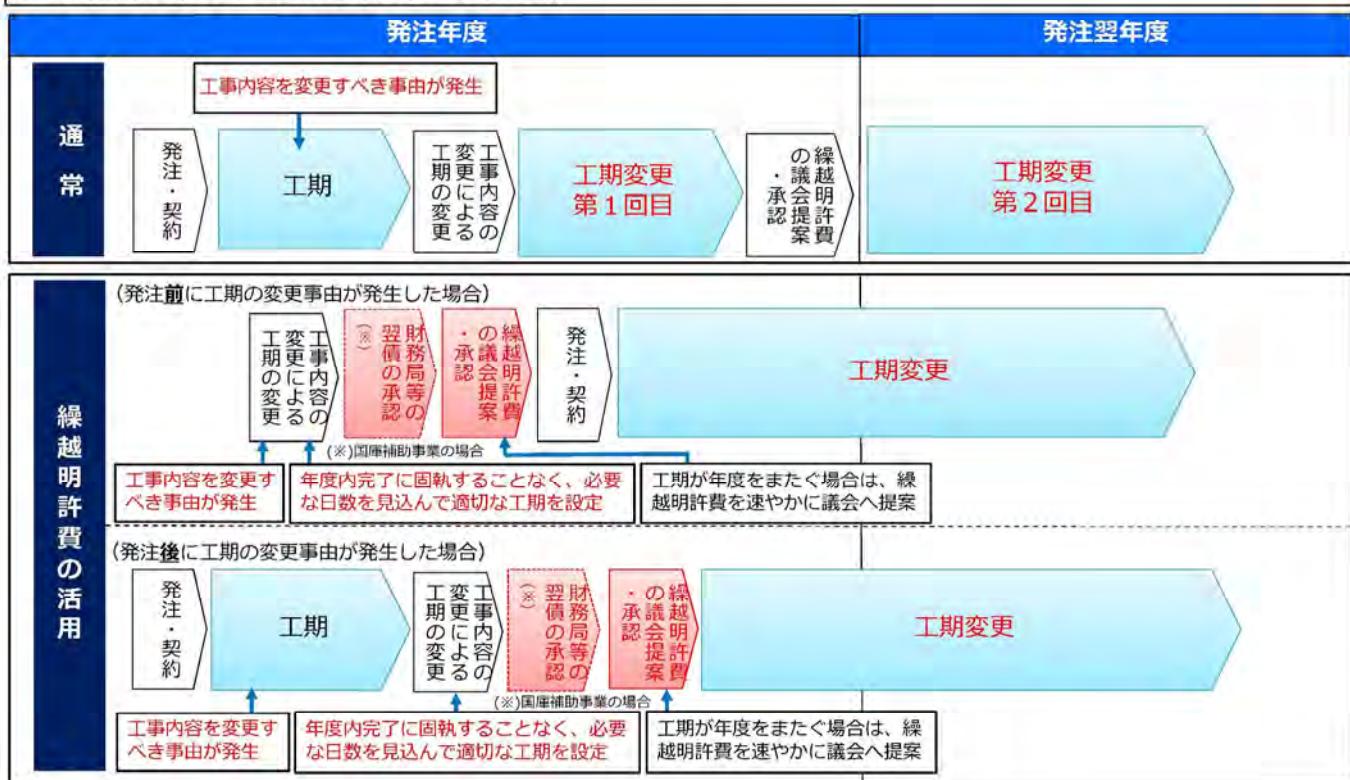


13

4. 速やかな繰越手続

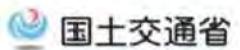


悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

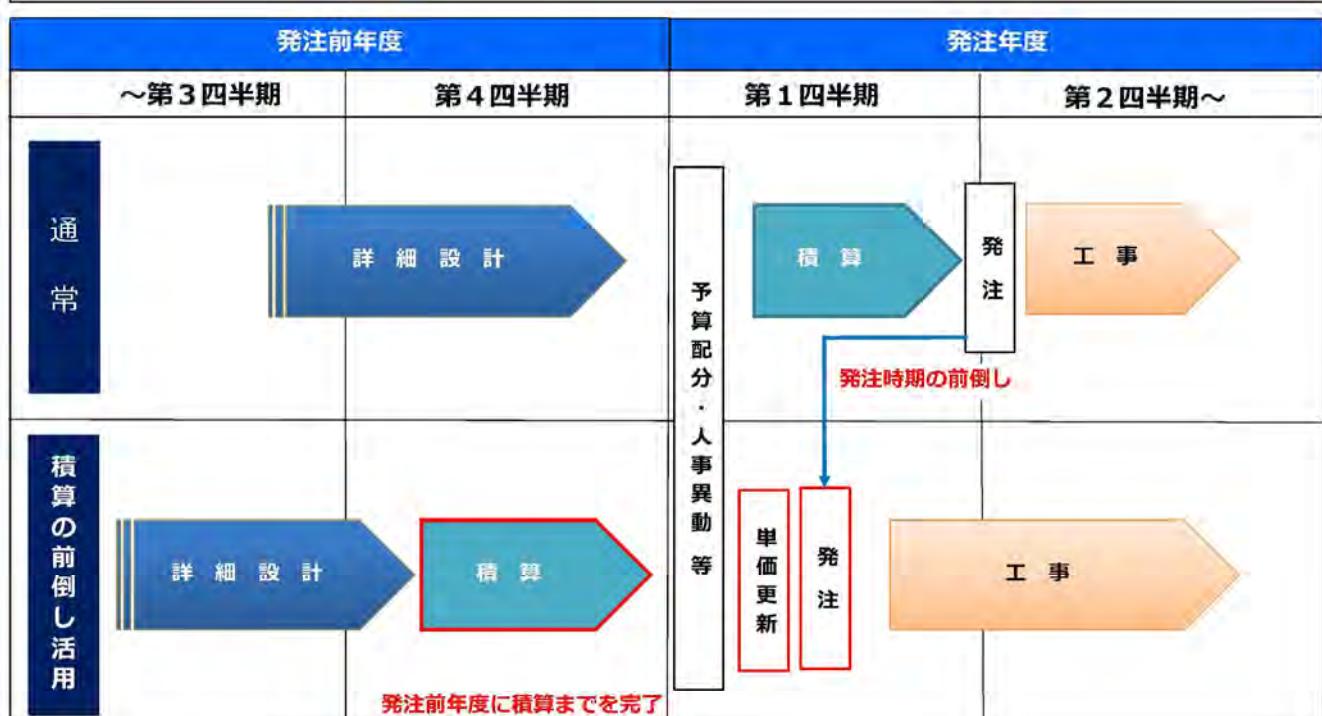


14

5. 積算の前倒し



発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。



15

年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。また、発注の見通しを公表することにより、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

具体的な市区町村取組例（発注見通しを公表している市の例）

 安曇野市 AZUMINO CITY 

令和2年度 発注見通し表（第1四半期）

番号	工事名	工事箇所	工事内容	面積	入札方法	工事期間 実行月 (用意)	入札方法
1	令和2年度 道路改良整備事業 小糸橋第1段20号地地盤改良工事	地主	アスファルト舗装工 [1,000m²/100m]	競争入札	ト	4	競争入札
2	令和2年度 道路改良整備事業 中道路11号20号地地盤改良工事	地主	アスファルト舗装工 [1,000m²/100m]	競争入札	ト	4	競争入札
3	令和2年度 西立安佐支村地盤改良事業 街道整形工[12号]	地主	アスファルト舗装工 [1,000m²/100m]	競争入札	ト	4	競争入札
4	令和2年度 西立安佐支村地盤改良事業 海セカ大橋整備工事	地主	概算増強 [2倍]	リリースコショウ	ト	4	競争入札

○学校・上下水道等を含め、**部局横断的に情報を集約**し、250万円を超える建設工事の年間発注見通し表を公表している。

○四半期ごとの年4回更新している。

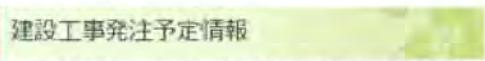
 三条市 SANJO CITY 

平成31年度 三条市公共工事発注見通し一覧表[2回目]

工事種別	地区	工事名	工事場所	工事内容	面積	入札実施月	工種	入札予定期間	
1	三条市	桜川南	桜川北2丁目清掃巡回往復工事	北支庁川桜町	1,000m	毎月1回	主支一月	算定手配	
2	三条市	桜川南	桜川北2丁目清掃巡回往復工事	北支庁川桜町	1,000m	毎月1回	一般競争入札	主支一月	算定手配
3	三条市	桜川南	下高田内保木路本郷巡回工事	下高田内保木路	1,000m	毎月1回	一般競争入札	主支一月	算定手配

○学校・消防・上下水道等を含め、**市内全部局の情報を部局横断的に集約**し、発注を予定している建設工事の年間見通し表を公表している。

○発注見通しの公表回数を増やすため、様式を改善し、担当課の負担を軽減した。

 帯広市 建設工事発注予定情報 

令和2年度 帯広市建設工事等 発注見通し（令和2年4月1日現在）

工事名	工事箇所	工事内容	面積	予定期間	発注予定期間			
1.七北里	七北里	新設開削中の既設排水管200m方斜削除工事(既設下水工)	七北里	1月/1月	1月	一般競争入札	毎月1回	算定手配
2.七北里	七北里	新設開削中の既設排水管200m方斜削除工事(既設下水工)	七北里	1月/1月	1月	一般競争入札	毎月1回	算定手配

○発注見通しに特記事項欄を設け、国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載している。

1. 新・全国統一指標

◆工事

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

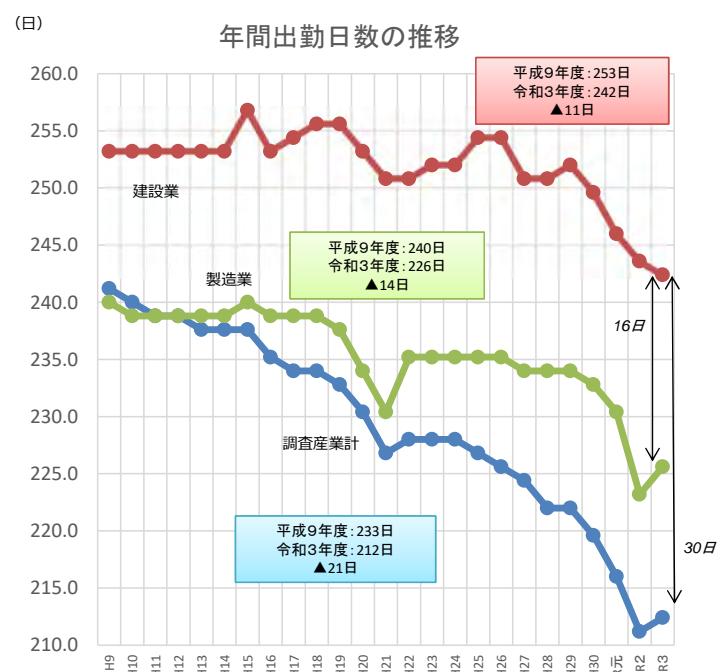
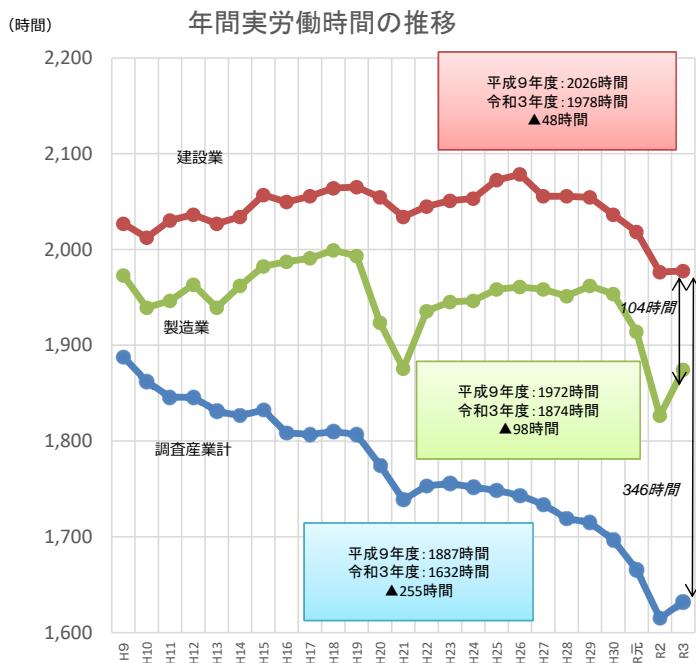
準備・後片付け期間の見直し					余裕期間制度の活用																																																	
○工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定					○実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">準備期間</th><th colspan="3">後片付け期間</th></tr> <tr> <th>工種区分</th><th>従前の設定</th><th>最低必要日数</th><th>従前の設定</th><th>最低必要日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼橋架設工事</td><td>30~150日</td><td>90日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> <tr> <td>PC橋工事</td><td>30~90日</td><td>70日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td><td>30~50日</td><td>60日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> <tr> <td>舗装工事(新設工事)</td><td>30~50日</td><td>50日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> <tr> <td>舗装工事(修繕工事)</td><td>30~40日</td><td>60日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> <tr> <td>道路維持工事</td><td>30~50日</td><td>50日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> <tr> <td>河川維持工事</td><td>30~50日</td><td>30日</td><td>15~30日</td><td></td></tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td><td>30~50日</td><td>90日</td><td>15~20日</td><td></td></tr> </tbody> </table>					準備期間		後片付け期間			工種区分	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数	鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日		PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日	
準備期間		後片付け期間																																																				
工種区分	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数																																																		
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日																																																			
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日																																																			
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日																																																			
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日																																																			
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日																																																			
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日																																																			
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日																																																			
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日																																																			

工期設定支援システムの導入		工事工程の受発注者間での共有	
○工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入		○施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化	
工期設定支援システムの主な機能 <ul style="list-style-type: none"> ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出 ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定 ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成 ④ 工事抑制期間の設定 ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック 		<工事工程共有の流れ> <ul style="list-style-type: none"> ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成 ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化 ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施 	

18

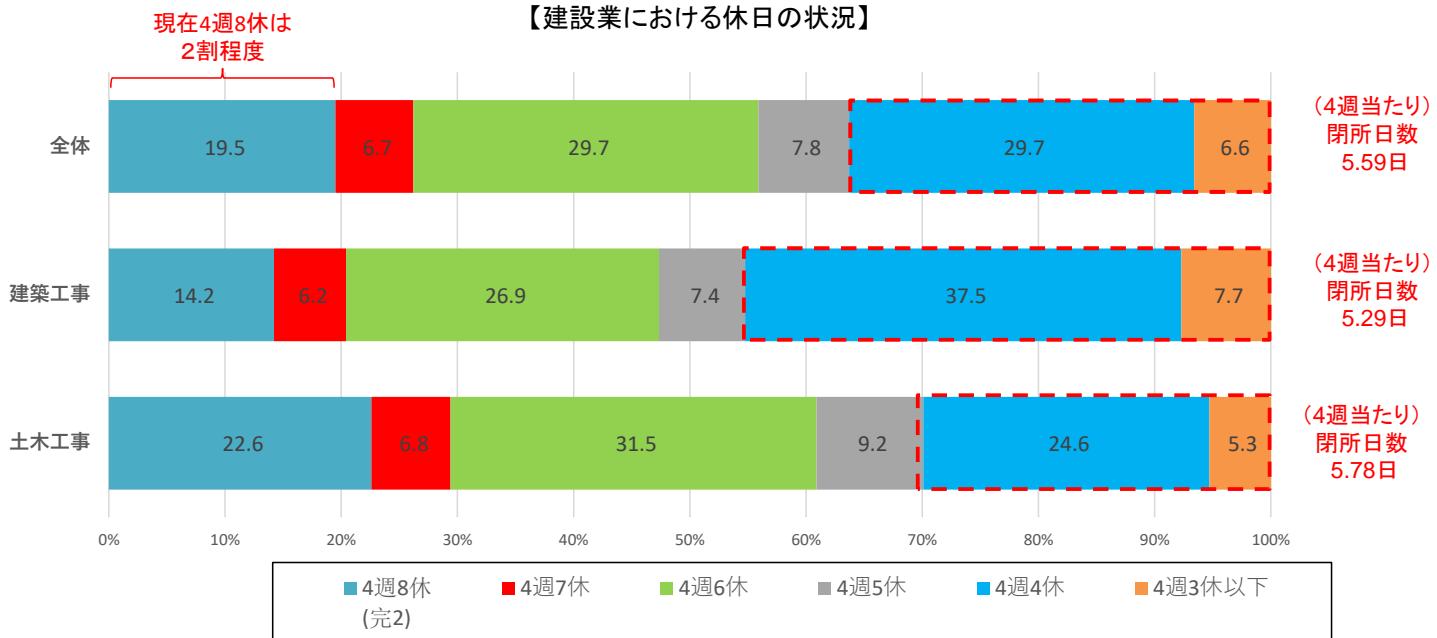
実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

- 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上(約2割)長い。また、20年前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。



建設業における技術者の休日の状況

- 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。



【注】

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成 20

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与	休暇	希望
<p>□「労務費見積り尊重宣言」 促進モデル工事*</p> <ul style="list-style-type: none"> 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積り尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。 R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。 R2年度は全国でモデル工事を発注。 <p><R3年度契約件数></p> <ul style="list-style-type: none"> 促進モデル工事：34件 ※R4年度は集計中 <p>□CCUS義務化モデル工事等*</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。 <p><R3年度の公告件数></p> <ul style="list-style-type: none"> 義務化モデル工事：65件 活用推奨モデル工事：94件 ※R4年度は集計中 	<p>□週休2日対象工事★</p> <ul style="list-style-type: none"> 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。 <p><これまでの実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 165件(H28年度) →1,106件(H29年度) →2,745件(H30年度) →4,450件(R1年度) →6,853件(R2年度) →7,300件(R3年度) ※R4年度は集計中 <p>□適正な工期設定指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。 <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮 余裕期間制度の原則活用 受発注者間の工事工程の共有 	<p>□i-Constructionの推進★</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の生産性向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。 <p><これまでの実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 584件 (36%) (H28年度) →918件 (42%) (H29年度) →1,104件 (57%) (H30年度) →1,890件 (79%) (R1年度) →2,396件 (81%) (R2年度) →2,264件 (84%) (R3年度) ※R4年度は集計中 <p>□中長期的な発注見通しの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。 <p>□誇り・魅力・やりがいの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

★総合評価や成績評定におけるインセンティブやペナルティによって取組を推進

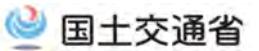
建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
↓ 36協定の限度	<ul style="list-style-type: none">・原則、①月45時間かつ②年360時間(月平均30時間)・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③年720時間(月平均60時間)○年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定<ul style="list-style-type: none">④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)④b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)④c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限

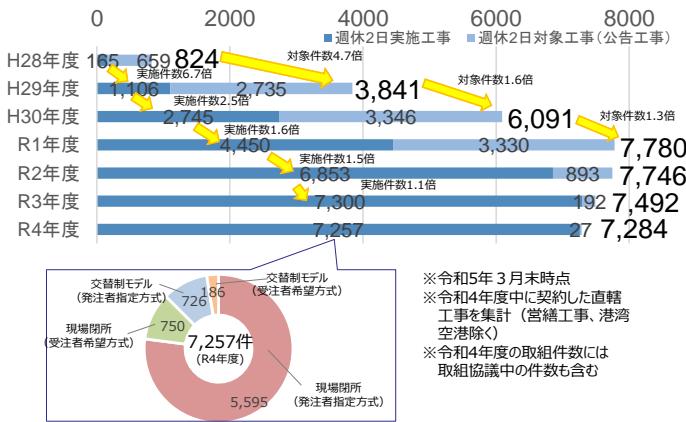
22

週休2日対象工事



- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



週休2日の推進に向けた取組（直轄）

■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費（賃料）について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和5年度は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■週休2日交替制モデル工事の試行

- 令和元年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数を令和5年度も継続。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市（計67団体））

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体
- R3年度：実施済67団体

➤直轄工事においては、令和6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、令和5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

23

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施(月単位の週休2日への移行期間)

週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す

柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



24

公共工事現場の統一現場閉所（九州・沖縄ブロック）

九州・沖縄ブロックにおいて、令和5年度は**4月22日(土)・8月12日(土)・11月11日(土)・1月13日(土)**を統一現場閉所日に設定



【関係機関】

- 国：九州地方整備局、沖縄総合事務局
- 県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 政令市：北九州市、福岡市、熊本市

【ポスターの掲載場所】

- 各機関の関連施設（庁舎・道の駅等）
- 施工中の工事現場
- 各県建設業協会など

ご協力をお願いいたします。

1. 新・全国統一指標

◆工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

◆業務

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

26

【工事+業務/必ず実施】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 国土交通省

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

H 27. 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請	
H 28. 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	
H 28. 4	低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）	
H 28.10	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	
H 29. 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	
H 29. 4	低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）	
H 31. 4	低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）	

<未導入団体の推移>	
H 18	484 団体
H 20	359 団体
H 24	232 団体
H 29	126 団体
H 30	109 団体
R 1	95 団体
R 2	88 団体

<未導入団体の分布>



※H30. 8. 1時点

27

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況 ~95団体が未導入~

区分	都道府県	指定都市	市区町村
いずれかの制度を導入済み	47	20	1626
	100.0%	100.0%	94.5%
いずれの制度も未導入	0	0	95
	0%	0%	5.5%

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表時期 ~導入済団体の約1割は事前公表~

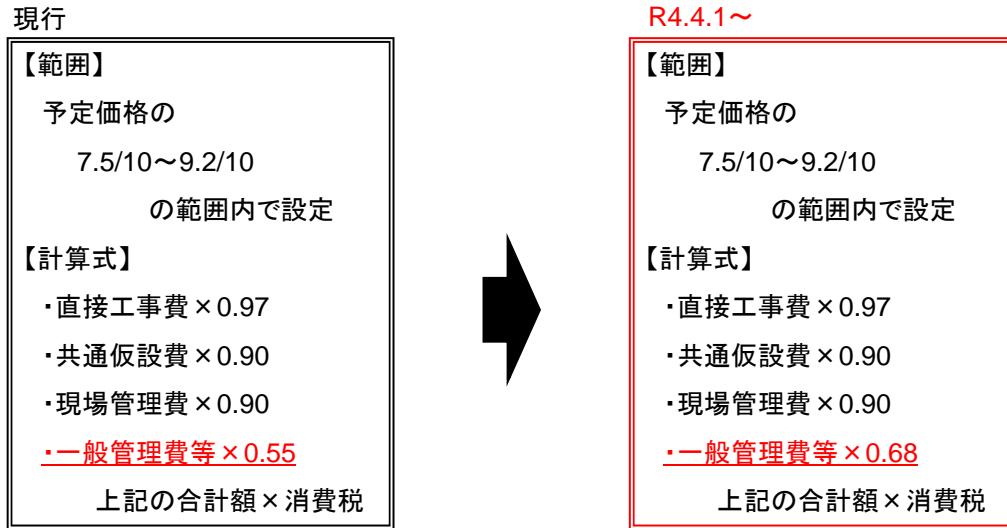
区分	都道府県	指定都市	市区町村
低入札価格調査基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.0%
最低制限価格の事前公表	2	1	136
	4.5%	5.0%	9.0%

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
 - 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
 - この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」



※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

28

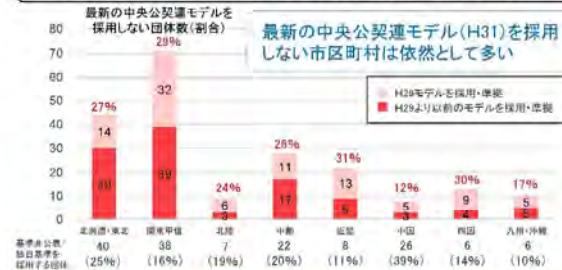
ダンピング対策のさらなる強化の方向性

- ダンピング受注によって、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となるおそれ
- 今後、都道府県公契連と緊密に連携し、自治体の見える化や個別働きかけなど、ダンピング対策を深掘りして強化

①価格調査基準等を大きく下回る自治体の『見える化』

○中央公契連モデルの基準を大きく下回る調査基準価格を設定している市町村等の基準を「見える化」し、個別に働きかけ

* 独自基準を採用する団体についても、個別に精査し改善を働きかけ



②低入札価格調査の適切な運用徹底（調査の実効性確保）

- 失格基準が調査基準価格を大きく下回る団体はできるだけ引上げ
- 調査基準と失格基準の乖離に比して、低入札調査の排除の実施状況が低い団体については個別にヒアリングし、改善を働きかけ

中央公契造 モデル		予定価格	調査基準と失格基準 の差額%	低入調査での排除割合
調査対象か	調査対象外		都道府県 平均	約10%
		N県	約2%	約80%(411/505件)
		Y県	約20%	約5%(6/145件)
		F県	約1%	0%(0/97件)
		W県	失格基準未導入	約99%(409/415件)
		C市	約20%	約97%(94/35件)
		H市	約10%	0%(0/21件)
調査 対象	調査 対象	失格		

③施工体制確認型総合評価方式の活用促進

- 国土交通省直轄土木工事では施工体制確認型総合評価を採用※
- 各発注者の体制に応じて制度の活用を促進

評価点の配点割合（例）		
調査基準以上 で入れ	標準点100点 加算点40~60点	← 施工体験評価点30点から 減点方式*
※施工体験が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り。 施工体験評価点から減点する		
調査基準以下 で入れ	標準点100点 加算点40~60点	→ 施工体験評価点0点から 加点方式*
※施工体験が確実されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り。 施工体験評価点を加点する		

○低入札価格を下回る場合に、手抜き防止やしづ寄せ排除等の観点から

契約履行徹底のための主な措置

手数料防止 (品質保証の強化)	(か)	監督・検査の強化
Construction Quality ～工事品質～	(き)	技術者の増員
工期延長防止 Cost ～下請代金～	(く)	下請業者への 公正・透明(クリア)な支払の確認
不履行行為の 対応強化 (請求書の取扱強化)	(け)	契約保証額の引上げ等
Contract ～契約の履行～	(こ)	工事請負契約に係る 指定停止措置の強化

契約履行徹底のための主な5つの措置の実施状況 (都道府県・政令市:67団体)



2. 九州独自指標

◆工事

①最新の積算基準の適用条件及び基準対象外の際の対応状況

30

【工事+業務 / 必ず実施】①予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価について 単価設定のポイント

■公共工事設計労務単価

- ・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- ・必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
- ・元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映(下請企業を経由する手当は従前より反映)

公共工事の設計労務単価（全国平均）

R5：全職種平均 22,227円 (令和4年3月比；**+5.2%**)

設計業務委託等の技術者単価

R5：全職種平均 44,455円 (令和4年3月比；**+5.4%**) ※令和5年3月より適用

これにより

設計労務単価・技術者単価は**H25年度の改訂から11年連続で引き上げ**

設計労務単価：H24～R5 ⇒ **約66%増**

技術者単価：H24～R5 ⇒ **約40%増**

31

2. 九州独自指標

◆工事

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

32

【工事/必ず実施】適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないよう、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記
関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・**条件明示の確認に不足が生じない**よう受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・**工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**增加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・**受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用する**。

土木設計業務等変更ガイドラインの運用(全地方整備局等に通知済み)※H27.3~

設計変更の手続きの流れ・留意点等の受発注者共通認識や円滑な契約変更・業務執行等を目的とし、平成27年3月から本ガイドラインの運用を開始。

受発注者間で認識・解釈の違いがでないよう

以下の内容等を明記

- ・土木設計業務等の特性
- ・発注者・受注者の留意事項
- ・土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
⇒設計変更に係る基本事項や変更・指示における留意事項を記載
- ・土木設計業務等の変更の対象とならないケース
- ・土木設計業務等の変更の手順フロー

土木設計業務等変更ガイドライン



※契約時に契約書、共通仕様書の対象条項等が異なる場合があります。

34

2. 九州独自指標

◆業務

① ウィークリースタンスの実施

いきいき現場づくり【業務版】

推進のための施策

- ① ウィークリースタンスの実施
- ② 業務スケジュールの適切な管理
- ③ ワンデータレスポンス
- ④ 円滑な業務を実施するための情報共有
- ⑤ 合同現地踏査
- ⑥ 業務適正履行協議（中間打合せ）
- ⑦ 意見の窓口

36

○基本理念

建設投資の急激な減少や競争の激化により建設産業界の経営を取り巻く環境が悪化し、現場の技術者の高齢化や若年者の減少といった問題が生じています。

中長期的には、建設産業界の担い手不足や設計成果の品質低下が懸念されます。

これらの課題に対応しその担い手や品質向上を確保するためには、受発注者間において、より一層の意思疎通を図り連携していくことが重要です。

そのため、受発注者において、「いきいき現場づくり【業務版】」を参考に、相互の意思疎通の強化を図ることにより成果物の品質の向上を目指し、また、労働環境の改善を図ることにより、魅力ある建設業界の創造を目指すものです。

37

○ いきいき現場づくり【業務版】推進のための施策

【目的】受発注者間の連携を強化し、更なる調査・設計業務の品質確保や労働環境改善等を図る。

◆「いきいき現場づくり」の施策は以下の通り。

① ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

④ 円滑な業務を実施するための情報共有

受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組を実施する。

⑤ 合同現地踏査

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

⑥ 業務適正履行協議(中間打合せ)

受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等のため、業務の中間打合せ等で業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

⑦ 意見の窓口

受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

38

① ウィークリースタンスの実施 ~平成29年度から本格実施~

目的

○受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

概要

○九州地方整備局が発注するすべて業務において、労働環境改善につながる取り組みを実施する。なお、受発注者間で、業務着手時打合せで以下に示す全項目に原則取り組む。

○取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む。

- 1)月曜日は依頼の期限日としない
- 2)金曜日は依頼しない
- 3)週1回以上は定時に帰るよう心がける
- 4)17時以降の打合せは行わない
- 5)その他、取り組みが必要と思われる内容

実施体制

○発注者+受注者（業務着手時の打合せで調整。業務計画書に記載する。）

受注者の勤務形態や業務形態に応じて、取り組みを受発注者間で調整し、取り組む。

発注者



調整



受注者

水曜日はお互い定時に帰る事にしようか。
あと勤務時間外の打合せはやめよう。

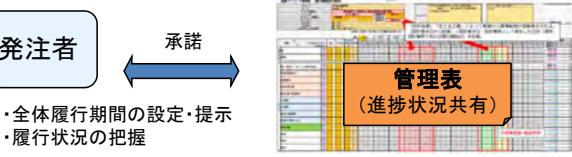
【取組内容の決定】

- 1)月曜日は依頼の期限日としない
- 2)金曜日は依頼しない
- 3)週1回以上は定時に帰るよう心がける
- 4)17時以降の打合せは行わない

土日は休日なので金曜日の依頼と月曜の期限避けて頂きたい。

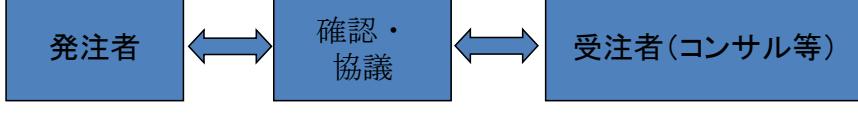
39

② 業務スケジュールの適切な管理 ~平成30年度から本格実施~

目的	○全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成し、発注者の承諾を得る。 管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等) ○発注者は管理表に記載された測量・調査・設計条件等に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。 ※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。 		
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○業務発注担当課+受注者(コンサル等)  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 発注者 承諾 ・全体履行期間の設定・提示 ・履行状況の把握 </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> 立案・協議 ・工程の詳細設定 ・業務計画協議 </div> <div style="text-align: center;"> コンサル等 </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>A案でどうか? 3日後の地元説明後に回答します。</p> <p>発注者</p> </div>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。 ○全業務※において、作業項目毎の履行期間の蓄積等のため、「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」様式を使用する。 ※平成31年度より、検討業務においては「業務スケジュール管理表【検討業務型】」様式になります。 ○詳細設計については、「業務履行期限設定支援ツール」の活用を原則※とする。 ※業務履行上やむを得ない事情等により履行期間の設定支援ツールを活用することが適切でないと判断される場合を除く。 		

40

③ ワンデーレスpons ~平成23年3月から実施~

目的	○受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。 ○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。 <p>※確認・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。</p>		
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○業務発注担当課+受注者(コンサル等)  <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>A案でどうか? 3日後の地元説明後に回答します。</p> <p>受注者</p> <p>発注者</p> </div>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に確認・協議を行う。 <p>※確認・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえ、適切な時期に行う。</p>		

41

④ 円滑な業務を実施するための情報共有～平成29年度から実施～

目的	○受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組に努める。
概要	<p>○成果品のアウトラインやスケジュールの共有に努めるものとし、業務着手時の打合せにおいては、受発注者共に、業務に係わる関係者のうち責任のある立場のものが出席するものとする。</p> <p>○メール等の情報伝達の際、調査員と管理技術者のみで行わず、業務に係わる関係者全体で情報を共有しながら、円滑な業務履行を図る。なお、情報共有者は業務着手時の打合せで、受発注者間で協議し決定する。</p>
実施体制	<p>○発注者【関係者】+受注者【関係者】</p> <p>調査員</p> <p>忙しくて、対応できません。 1週間待ってください。</p> <p>管理技術者</p> <p>例の他工事(業務)との調整は どのような状況ですか？</p> <p>【発注者側】 主任調査員 調査員 (副所長など 関係者)</p> <p>() は必要に応じて対応</p> <p>【受注者側】 管理技術者 担当技術者 (照査技術者 など関係者)</p> <p>() は必要に応じて対応</p>

42

⑤ 合同現地踏査～平成23年3月から実施～

目的	○受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。
概要	<p>○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一時に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。</p> <p>事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、 進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等</p>
実施体制	<p>○業務発注担当課+工事監督者等+受注者（コンサル等）</p> <p>（主任調査職員 または 調査職員）</p> <p>（監督職員 または 主任監督員と見込まれる者）</p> <p>（管理技術者）</p> <p>・発注担当課とは、主任調査職員または調査職員 ・受注者とは、管理技術者、担当技術者 ・工事監督員等とは、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、 事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等</p> <p>現地</p> <p>立夏</p>
その他	<p>○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。</p> <p>○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。</p> <p>（事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）</p>

43

⑥ 業務適正履行協議(中間打合せ) ~平成29年度から実施~

目的

○受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等の解決のため、業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

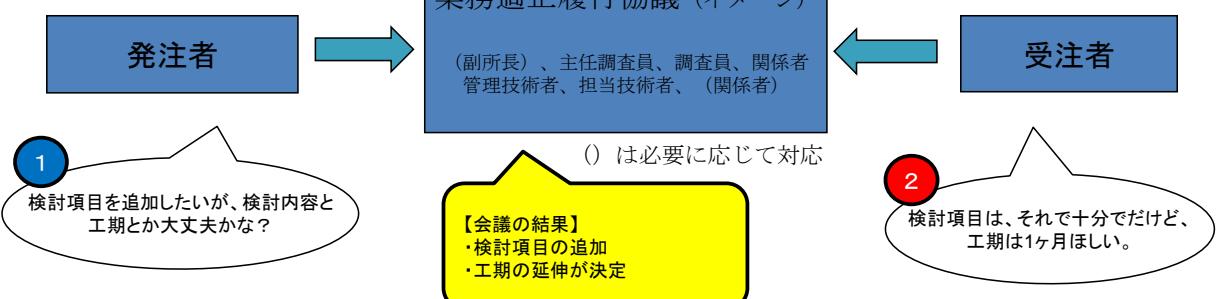
概要

発注者と受注者が設計変更の適切な執行と、その変更に伴う適正な工期を確保することを協議する他、業務履行上の課題や問題点等についても中間打ち合わせ等で協議する。なお、打合せ対象者は、業務を追加する場合などその都度受注者間で協議し決定する。

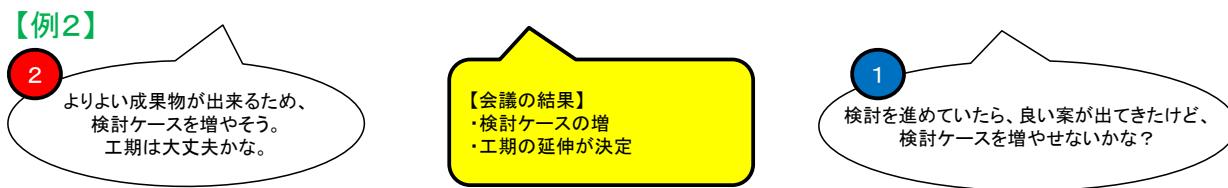
実施体制

○発注者【関係者】+受注者【関係者】)

【例1】



【例2】



44

⑦ 意見の窓口 ~平成27年11月から実施~

目的

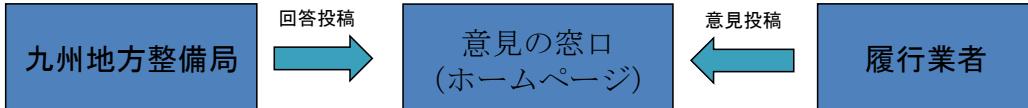
○受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

概要

○九州地方整備局発注の業務に従事されている又は従事された技術者からの意見を対象に、「意見の窓口」を活用し業務履行業者と円滑な意思疎通が図られることを目指す

実施体制

○九州地方整備局+履行業者（随時受け付け）



その他

◇意見の窓口URL(平成27年11月から実施)

http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm

45

3. 新・全国統一指標と九州独自指標の目標値

46

新・全国統一指標のR6 目標値

指標分類	九州ブロック方針	目標値(R6)
《指標①》 地域平準化率(施工時期の平準化) (4~6月期の工事平均稼働件数) ／(年度の工事平均稼働件数)	各発注機関(国等、県、市町村)において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進(早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率(九州ブロック単位) 0.80 を目指す。
《指標②》 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) 週休2日対象工事件数(公告)／週休2日公告対象件数	各発注機関(国等、県、政令市)における週休2日実施困難工事以外の発注工事については、全て週休2日対象工事とすることを目指す。	R6年度までに九州ブロックにおける 週休2日対象工事率(九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／(年度の発注工事件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数	各発注機関(県、市町村)の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率(九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
《指標④》 地域平準化率(履行期限の分散) (第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) ／(年度の業務稼働件数)	各発注機関(国、県、政令市)において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進(早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率(九州ブロック単位) 0.40 を目指す。
《指標⑤》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／(年度の発注業務件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数	各発注機関(県、政令市)の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率(九州ブロック単位) 1.00 を目指す。

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R 6）
工事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (見積もり等の活用)		R 6 年度までに九州ブロックにおける 適用・対応率 1.00 を目指す。
	【適用・対応率（a の機関数／全機関数）】 a : 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b : 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c : その他 (※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用するよう改善を図る。	
	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況		R 6 年度までに九州ブロックにおける 策定・活用率 1.00 を目指す。
業務	【策定・活用率（a の機関数／全機関数）】 a : ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b : 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c : 設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	
	《指標③》 ウィークリースタンスの実施の状況	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で、ウィークリースタンスの実施を位置付けるよう改善を図る。 ※災害等の緊急を要する業務については対象外とする。	R 6 年度までに九州ブロックにおける 実施率 1.00 を目指す。